

# 鳥取縣公報

第五百九十九號

昭和十年二月十九日

火曜日

## 告示

◇鳥取縣告示第八十四號

漁村災害復舊費補助規程左ノ通定ム

昭和十年二月十九日

鳥取縣知事

中

谷

秀

### 漁村災害復舊費補助規程

第一條 災害復舊ノ爲左ノ設備ヲ施行スル者ニ對シテハ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

一 船溜及船揚場設備

二 築磯設備（投石、磯掃除ヲ含ム）

鳥取縣公報

每週  
火金 曜日發行

（休日ニ當ル  
時ハ翌日）

第五百九十九號  
昭和十年二月十九日

（昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可）

- 三 漁船及漁具設備
- 四 水産物ノ製造及船納屋、網納屋設備
- 第二條 補助金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ市町村又ハ漁業組合ニ限ル
- 第三條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ交付ス
  - 一 船溜及船揚場設備ニ在リテハ其ノ修築ニ要シタル費用ノ七割五分以内
  - 二 築磯設備ニ在リテハ漁礁ノ新設又ハ投石磯掃除ニ要シタル費用ノ五割以内
  - 三 漁船及漁具設備ニ在リテハ其ノ新調ニ要シタル費用ノ四割以内但シ定置漁具ニ在リテハ二割五分以内
  - 四 水産物ノ製造及船納屋、網納屋設備ニ在リテハ其ノ新築ニ要シタル費用ノ四割以内
- 第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添ヘ三月末日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ
  - 一 計畫書
  - 二 設計書
  - 三 設計圖

- 四 設備ニ關スル決議書謄本及收支豫算書
- 第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ場合ニ於テハ知事ノ許可ヲ受クベシ
  - 一 指定期限内ニ設備竣功セザルトキ
  - 二 設計ノ變更ヲ要スルトキ
  - 三 設備ノ全部又ハ一部ノ廢止ヲ爲サントスルトキ
- 第六條 前條ニ依リ設備變更ノ爲設備費ニ増減ヲ來シタルトキハ其ノ割合ニ依リ補助金ヲ増減ス但シ増額ハ當初ノ指令額ヲ超ヘザルモノトス
- 第七條 事業ニ着手シタルトキハ直ニ着手届ヲ提出スベシ
- 第八條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ補助金ヲ受タル者ニ對シ何時ニテモ官吏、吏員ヲシテ事業ニ關スル書類、帳簿又ハ事業執行ノ狀況ヲ検査セシメ指導監督上必要ナル命令若ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ補助金ヲ減額スルコトアルベシ
  - 一 本規程又ハ本規程ニ依ル命令若ハ處分ニ違反シタルトキ

- 二 設備竣工ノ見込ナシト認メタルトキ
  - 三 事業執行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 前項ニ依リ補助金交付ノ指令ヲ取得シ又ハ補助金ヲ減額シタル場合ニ於テ補助金ノ内渡ヲ爲シタルモノアルトキハ其ノ金額若ハ過渡額ヲ返還セシムルコトアルベシ
- 第十條 補助金ハ設備完了後之ヲ交付ス但シ船溜及船揚場設備ニ在リテハ工事進捗上必要ト認メタル場合ハ左ノ區分ニ依リ當該補助額ノ十分ノ七以内ノ内渡ヲ爲スコトアルベシ
- 一 出來形工事 千圓未滿 一回
  - 二 同 千圓以上三千圓未滿 二回
  - 三 同 三千圓以上六千圓未滿 三回
  - 四 同 六千圓以上一萬圓未滿 四回
  - 五 同 一萬圓以上ノ場合ハ五千圓ヲ増ス毎ニ一回ヲ加フ
- 第十一條 補助金ノ内渡ヲ受ケントスルトキハ出來形調書ヲ添ヘ請求スベシ
- 第十二條 設備完了シタルトキハ直ニ竣工届ヲ提出スベシ
- 第十三條 竣工検査完了シタルトキハ十日以内ニ精算書ヲ添ヘ補助金請求書ヲ提出スベシ

- 第十四條 郡市水産會ノ活動ヲ促進セシムル爲昭和九年度豫算ノ範圍内ニ於テ郡市水産會ガ昭和九年十二月ヨリ昭和十年三月迄四箇月間ニ要スル經費ノ五割以内ノ補助金ヲ交付ス
- 第十五條 前條ノ補助金ノ交付ヲ受ケントスル郡市水産會ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添ヘ二月末日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 一 昭和九年度收支豫算書
  - 二 事業施行ノ方法書
  - 三 昭和九年十二月ヨリ昭和十年三月迄四箇月間ニ於ケル事業計畫書及其ノ經費

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第四條中三月末日迄トアルハ昭和九年度ニ限リ二月末日迄トス

補助金交付ノ内定通知ヲ受ケタルモノノ事業施行ニ當リ特ニ急施ヲ要スル場合ハ昭和九年度ニ限リ知事ノ承認ヲ受ケ補助金交付指令前ニ於テ事業ニ着手スルコトヲ得

附 記

漁村災害復舊事業補助金交付申請

今般本(市町村、漁業組合)ニ於テ漁村災害復舊事業補助金交付規程ヲ遵守シ(何)設備ヲ施行致  
度候條補助金交付相成度關係書類相添此段及申請候也

昭和 年 月 日

何郡(市) 何町村(何漁業組合) 長

氏 名 印

知 事 宛

一 船溜及船揚場設備

一 計 畫 書(三通ヲ要ス)

イ 施行箇所附近ノ地勢、海況ノ概説

ロ 工事計畫ノ大要

ハ 各工事種目ニ付規模配置及構造

ニ 完成後ニ於ケル利用豫想

ホ 起工及竣功豫定年月日

二 設 計 書(三通ヲ要ス)

イ 工事設計總括表

ロ 工事設計書

ハ 工事執行方法(工事執行法施行順序及年度割直營請負工事別等概述スルコト)

三 設 計 圖(三通ヲ要ス)

イ 施行地附近ノ大勢圖

ロ 平面圖

ハ 縱横斷面圖

ニ 工事工法圖(各工作物ノ構造ヲ明瞭ナラシムルモノ)

四 設備ニ關スル收支豫算書(三通ヲ要ス)

收 入  
支 出

一 工 費

二 雜 費

三 附屬設備費

四 豫備費

五 其ノ他  
六 合計  
二 築礎設備

一 設計書 (三通ヲ要ス)

イ 施行箇所附近ノ海況ノ概設 (略圖添付)

ロ 施行箇所ノ敷地又ハ水面坪數

ハ 設計ノ概要

ニ 起工及竣功豫定年月日

二 設備ニ關スル收支豫算書 (三通ヲ要ス)

收入  
支出

一 工費

二 雜費

三 其ノ他

四 合計

三 漁船及漁具設備

一 設計書 (三通ヲ要ス)

甲 漁船

イ 船種及船名

ロ 船ノ長、幅、深

ハ 總噸數又ハ總石數

ニ 設計ノ概要

ホ 機關ノ種類及純馬力

ヘ 船体及機關ノ製作所

ト 起工及竣工豫定年月日

乙 漁具

イ 名稱

ロ 構造ノ概要

ハ 漁業方法

ニ 主ナル漁獲物

ホ 新調豫定年月日  
ヘ 副漁具ノ種類及數

二 設計 圖(三通ヲ要ス)  
甲 漁 船

イ 船体ノ平面圖及測面圖  
ロ 機關ノ構造圖

乙 漁 具  
漁具ノ構造圖

備考 本設備ニハ設計圖ニ依ル仕様書ヲ添附スルコト

三 設備ニ關スル收支豫算書(三通ヲ要ス)

甲 漁 船

收 入  
支 出

一 船体(艤裝、屬具及其ノ据付費ヲ含ム)

二 機關(据付費ヲ含ム)

三 其ノ他  
四 合 計

乙 漁 具

收 入  
支 出

一 漁具新調費

二 副漁具新調費

三 其ノ他

四 合 計

四 水産製造場及船納屋、網納屋設備

一 計 畫 書(三通ヲ要ス)

イ 設備ノ種類

ロ 設備ヲ必要トスル事由

ハ 設備ノ目的及用途

ニ 設備ノ場所

二 設計書 (三通ヲ要ス)

イ 建設場所附近ノ略圖 (設備ノ位置ヲ明示スルコト)

ロ 建設場所ノ敷地坪數

ハ 建築物ノ建坪數

ニ 設計ノ概要 (略圖及別ニ仕様書添附)

ホ 起工竣工豫定年月日

三 設備ニ關スル收支豫算 (三通ヲ要ス)

收 入

支 出

一 建築物工費 (設計費ヲ含ム)

二 附屬設備費

三 其ノ他

四 合 計

事業着手 (竣功) 届

昭和年月日鳥取縣受商第

號ヲ以テ御指令相成候何設備ハ昭和年月日着手 (竣功) 致候間此段及

御届候

昭和 年 月 日

何郡 (市) 何町村 (何漁業組合) 長

氏

名

印

知 事 宛

補助金内渡請求書

金 圓也 補助額

一金 圓也 今回請求高

外

金 圓也 昭和 年 月 日受領濟

金 圓也 追テ受領スベキ分

但シ昭和年月日鳥取縣受商第 號指令ノ分右内渡相成度請求候也

昭和 年 月 日

何郡 (市) 何町村 (何漁業組合) 長

知事 宛

氏

名

印

補助金請求書

一金 圓也

昭和年月日鳥取縣受商第 號ヲ以テ御指令ニ係ル何設備昭和年月日竣功致候條右補助金御交付相成度精算書相添へ此段及請求候也

昭和 年 月 日

何郡(市)何町村(何漁業組合)長

氏

名

印

知事 宛

何設備精算書

一 工費 圓 錢也

但シ請負契約書並支拂證書寫ノ通

二 雜費 圓 錢也

内 譯

何々 圓 錢 別紙支拂證書寫ノ通

何々 圓 錢 同

何々

總計 金 圓 錢也

◆鳥取縣告示第八十五號

昭和十年縣下ニ於ケル國有種牡馬種付ニ關スル種付出願期限、牝馬検査ノ期日、場所、種付所開閉期日及派遣種牡馬左記ノ通定メタル旨鳥取種馬所長ヨリ通知アリタリ

昭和十年二月十九日

鳥取縣知事 中 谷 秀

種付牝馬検査日割 種 牡 馬 派 遣 表

検査所	検査 月 日	種付出願期限	検査開始	種付所	派遣種牡馬	種付開始
			終了			閉鎖



東伯郡 成美村	同郡 倉吉町	西伯郡 大高村	同郡 大幡村	日野郡 八郷村	同郡 米澤村	同郡 多里村
三月十一日	四月十一日	四月十二日	四月十三日	四月十三日	四月十四日	四月十五日
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
午前九時	午前八時	午前九時	午前八時	午後二時	午後三時	午前九時
所在	東伯郡	成美村	西伯郡	日野郡	同郡	同郡
名稱	種馬所	構内	大高	日吉	米澤	多里
名號	貴濤	宇沖	フラン	北旭	貴秀	主山
種類	内國産	ハクニール種	アングルマン	内國産	内國産	アングルマン種
料付種	一月	一月	一月	一月	一月	一月
	三月十一日	七月十一日	四月十二日	四月十三日	四月十四日	四月十五日

備 一、種付願ハ検査場ニ於テ受  
理ス  
考 二、前年種付セシモノハ種付  
合格証ヲ添附出願ノコト

備 考

◆鳥取縣告示第八十六號  
左記ノ通農事實行組合設立ノ届出アリタリ

昭和十年二月十九日

鳥取縣知事 中 谷

秀

名 稱	事務所ノ所在地	設立年月日
上安曇 農事實行組合	西伯郡 尙徳村	昭和十年一月二十五日
秋里 同	氣高郡 千代水村	同 九年十二月二十五日
御建 同	西伯郡 加茂村	同 十年一月二十五日
四軒屋 同	同 加茂村	同 一月二十六日
圓谷 同	東伯郡 倉吉町	同 九年八月十日

米田同	同	倉吉町	同	八月一日
田内第一同	同	倉吉町	同	八月十五日
不入岡同	同	社村	同	十年二月一日
野田同	西伯郡	所子村	同	一月二十七日
尾田同	東伯郡	北谷村	同	九年十二月十五日
院内第一同	岩美郡	小田村	同	十年一月十九日
田内第二同	東伯郡	倉吉町	同	九年八月十五日
上神同	同	灘手村	同	十年二月一日
湯坂同	同	安田村	同	一月十五日

新井同	岩美郡	成器村	同	二月一日
原第一同	東伯郡	大誠村	同	一月二十九日
西園同	同	大誠村	同	一月三十一日

◆鳥取縣告示第八十七號

昭和十年一月三十一日迄ニ當應ニ到着セル小學校教員幼稚園保母無試驗檢定出願者中左記ノ其二對  
シ各頭書ノ通免許狀ヲ授與セリ

昭和十年二月十九日

鳥取縣知事 中 谷

小學校本科正教員

松	山下好三郎	同	今岡忠雄
山	本由雄	同	中井祐治
田	中種郎	同	鈴木多賀治
岸	本貞美	同	石田賢章
同	同	同	坂本賢章



歳入經常部計	三、五四一
臨時部	
第三款 寄附金	九〇〇
第四款 勸業費寄附金	九〇〇
歳入臨時部計	九〇〇
歳入合計	四、四四一
歳出	
經常部	
第二款 會議費	五五八
第二項 縣參事會費	五五八
第八款 衛生及病院費	二、九八三
第二項 衛生諸費	二、九八三
第九款 勸業費	九〇〇
第六項 水産試驗場費	九〇〇

歳出經常部計  
歳出合計

四、四四一  
四、四四一

◇鳥取縣告示第八十九號  
健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス  
昭和十年二月十九日

鳥取縣知事 中 谷 秀

記號	番號	被保險者氏名	工場所在地並工場名	無効トセル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
米	四〇二	宮下 數馬	米子市郭内 株式會社 米子製綱所	昭和八年 十一月十六日	昭和十年 一月二十日	二〇、二〇〇 資格喪失
西へ	一四〇	森山 ツル	西伯郡境町明治町 神境製綿所	昭和九年 八月二十一日	昭和十年 一月十二日	燒失
西へ	一四二	仁宮 ミキ	同	同	同	同
東た	一〇九	生田 明好	東伯郡日下村 保證責任同榮製糸 販賣購買利用組合	昭和十年 一月八日	昭和十年 二月十日	紛失

◆鳥取縣告示第九十號  
 當管内ニ於ケル健康保險醫中左ノ通異動アリタリ  
 昭和十年二月十九日 鳥取縣知事 中 谷 秀

診療所所在地	鳥取市吉方町一八一	佐々木半市	死亡年月日	昭和十年一月三十一日
保險醫氏名	石賀重雄	松本正人	死亡年月日	
異動事項	死亡			

彙報

市町村吏員異動

移動年月日	事由	町村名	職名	氏名
昭和九年十月九日	就任	東伯郡矢送村	村長	石賀重雄
同 十一月六日	收入役事務兼掌廢止	西伯郡崎津村	收入役事務兼掌村長	松本正人
同 十一月七日	就任	同 幡鄉村	收入役	松本豊
同 十一月七日	同上ノ都合ニ依リ辭任	同 幡鄉村	助役	景山節
同 十一月七日	就任	東伯郡灘手村	助役	景山仙治
同 十一月八日	就任	西伯郡天津村	收入役	宮川米治
同 十一月十四日	就任	同 賀野村	村長	佐伯忠義
同 十一月十四日	再任	八頭郡池田村	村長	細田信太郎
			收入役	門河近藏

同 十二月六日	退職	東伯郡宇野村	收入役	伊藤藤吉
同 十二月六日	就任	同 宇野村	助役	同
昭和九年十二月廿二日	辭職	八頭郡船岡村	村長	安田重太郎
同 十二月十五日	就任	同上私都村	收入役	田中金一
同 十二月十五日	就任	同 富澤村	村長	河村壽賀藏
同 十二月十五日	退職	同 富澤村	收入役事務兼掌助役	同
同 十二月十五日	就任	同 富澤村	助役	白岩幾藏
同 十二月十五日	就任	同 富澤村	收入役代理	西尾義美
同 十二月十五日	退職	同 富澤村	收入役	山崎平治
同 十二月十五日	退職	同 富澤村	收入役	本池勝正
同 十二月十五日	退職	同 富澤村	收入役	都田久次郎
昭和十年一月一日	就任	同 富澤村	收入役	藤原貞一郎
同 一月四日	滿期退職	日野郡日野村	村長	同
同 一月五日	再任	同 日野村	村長	國岡莊錄
同 一月十六日	就任	八頭郡富澤村	收入役	木村利太郎
同 一月十八日	再任	日野郡阿比綠村	村長	河村壽賀藏
同 一月二十日	辭任	八頭郡富澤村	村長	同
同 一月二十五日	就任	氣高郡逢坂村	助役	山本壹

正誤

昭和十年二月十四日發行鳥取縣公報號外登載鳥取縣告示第八十三號ハ鳥取縣告示第八十號ノ誤植ニ付訂正ス